

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-4-2
許認可等の種類	事業協同組合等の設立認可			
根拠法令条例等・条項	中小企業等協同組合法第27条の2第1項			
許認可等の概要	事業協同組合、同連合会、事業協同小組合及び企業組合の設立の認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>○中小企業等協同組合法第27条の2第4項。 次に掲げる事項に該当しないこと。</p> <p>1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。</p> <p>2 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その他の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね20日間(国と共管の場合は1か月)			
期間の制定根拠	認可申請書を審査するのに必要な期間			